

受給者だより

Vol.33

CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成19年11月

事業状況	平成18年度決算等のお知らせ……………1
	平成19年3月末現在の事業状況 ……3
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・支払機関の変更／ 失業給付受給中の方へ／65歳を迎えられる方へ……………4
お知らせ	年金と税金……………5
解説	「在職老齢年金」を知っていますか？……………6

平成18年度決算等のお知らせ

当基金の平成18年度決算等が、去る9月25日に開催された第90回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

平成18年度決算

年金経理

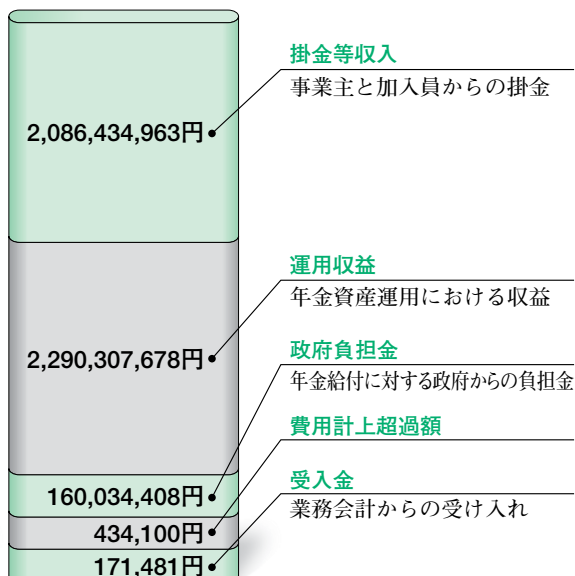
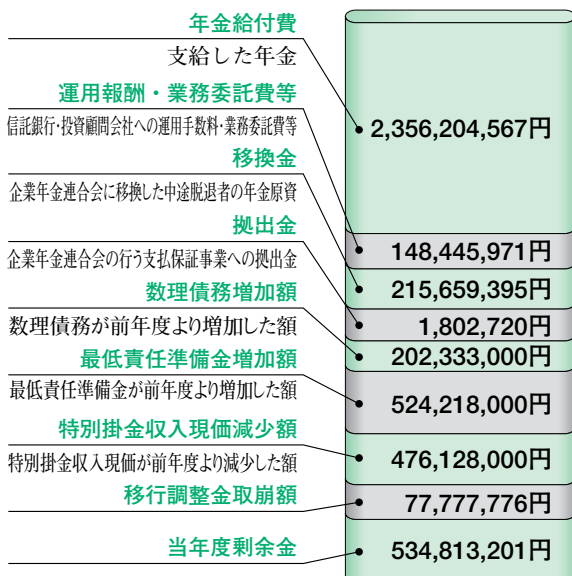
年金給付や年金資産の管理運用などを行う経理です。
資産額は時価により表示しています。

●平成18年度の収支状況（損益計算書）

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

費用勘定 4,537,382,630円

収益勘定 4,537,382,630円



●資産と負債の状況(貸借対照表)

資産勘定 45,860,673,829円

負債勘定 45,860,673,829円

年金資産 37,441,175,829円
 信託資産 36,877,408,361円
 預貯金等 563,767,468円

特別掛金収入現価 8,419,498,000円



給付債務 36,425,106,000円
 数理債務 2,937,653,000円
 最低責任準備金 33,487,453,000円
 支払備金等 814,626,020円
 当年度剰余金 534,813,201円
 別途積立金 8,086,128,608円

(平成19年3月31日現在)

平成18年度 積立水準の検証

基金では、財政の健全性をチェックするために、毎決算時に年金資産の積立水準の検証を行っています。積立水準の検証には、①積立水準が必要額に達しているかどうか(継続基準の財政検証)、②加入員の年

金受給権が確保されているかどうか(非継続基準の財政検証)の2つの観点から行われます。当基金の平成18年度末の年金資産の積立水準は、継続基準の財政検証では基準値をクリアしましたが、非継続基準の財政検証では基準値を下回る結果となり、必要となる回復計画を継続して実施します。

区分	当基金の積立水準		基準値	
継続基準	純資産額	36,626,549千円	1.00以上	
	責任準備金	33,487,453千円		
非継続基準	代行給付について	純資産額	36,626,549千円	1.05以上
		最低責任準備金	33,487,453千円	
	給付の全体について	純資産額	36,626,549千円	0.90以上 (平成24年度以降1.00以上)
		最低積立基準額	44,664,004千円	

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。事業の運営にあたっては経費の縮減に努めました。

損益計算書(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	54,514,160円	掛金収入	85,815,954円	現金・預貯金	109,313,780円	引当金	26,771,000円
代議員会費	988,838円	延滞金	577,700円	未収事務費掛金	13,392,342円	繰越剰余金	71,891,249円
機械処理経費	4,132,728円	受取利息及び配当収入	64,679円	未収金	964,200円	当年度剰余金	25,193,934円
繰入金	171,481円	雑収入	14,250円	前払金	185,861円	合計	123,856,183円
雑支出	1,471,442円	合計	86,472,583円	合計	123,856,183円		
当年度剰余金	25,193,934円						
合計	86,472,583円						

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉施設事業を行う会計です。業務会計同様、経費の縮減に努めました。

損益計算書(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

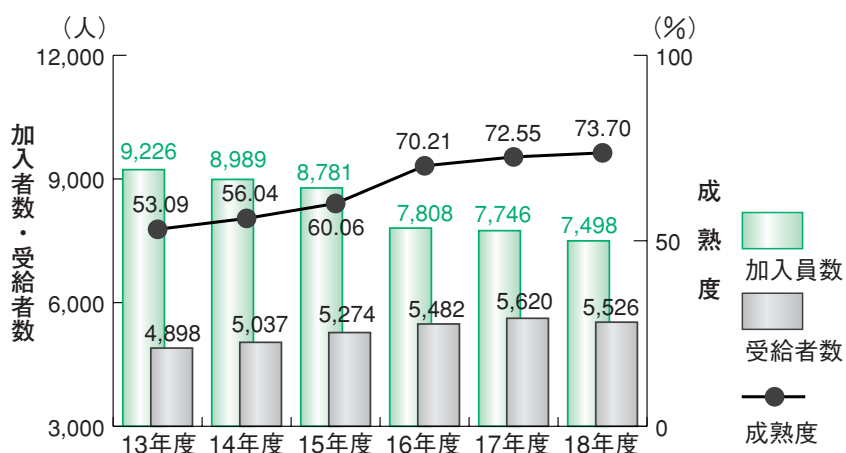
費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	14,294,165円	受取利息及び配当収入	338,052円	預貯金	214,663,022円	引当金	42,638,724円
福祉給付金	1,470,000円	雑収入	1,764,426円	未収福祉施設掛金	55,118円	基本金	800,568,989円
雑支出	182,783,662円	基本金戻入金	368,524,765円	有価証券	322,784,376円	当年度剰余金	172,079,416円
当年度剰余金	172,079,416円	合計	370,627,243円	固定資産	477,784,613円	合計	1,015,287,129円
合計	370,627,243円			合計	1,015,287,129円		

事業状況

平成19年3月末現在の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	244事業所	△4事業所
加入員数	7,498人(男子 5,317人 女子 2,181人)	△248人
平均標準給与月額	310,456円(男子 344,408円 女子 227,685円)	816円
年金受給権者数	5,526人(男子 3,679人 女子 1,847人)	△94人
平均年金額	475,578円(男子 573,425円 女子 280,677円)	21,209円
慶弔金支給件数・額	85件 147万円	△2件 6万円

● 成熟度(受給者数/加入員数) 73.70%

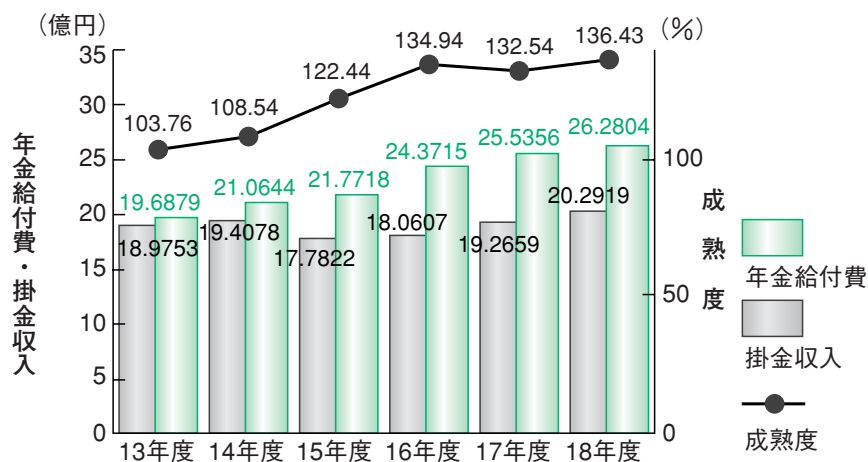


● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであるかを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

※平成18年度の状況は加入員1.36人で受給者1人を支える状況です。

● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 136.43%



(注) 平成18年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

※平成18年度の年金給付費は掛金収入の約130%に相当する状況です。

年 金 受 給 コ ー ナ ー

誕生月には「現況届」を忘れずに基金へ提出してください。

「現況届」は、年金を引き続き受けるために、毎年提出していただく大切な書類です。国の「現況届」は原則として提出が不要となりますが、基金への提出は引き続き必要となります。提出されなかった場合、年金の支払いが一時差し止めとなりますのでご注意ください。

- 現況届の用紙は、誕生月の前月末頃に送付いたします。
- 現況届の用紙に、受給者本人が記入し当基金へ提出してください。

※市区町村の証明は不要です。

※ご本人が署名できない場合は、親族の方の署名でも結構です。この場合は「代理人署名欄」にご記入ください。

住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

- ※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。
受け取り銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります。～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

65歳未満で退職された方については、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、年金の支払いは全額停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

65歳を迎えられる方へ ～支給繰下げ請求に係る申立書の提出について～

平成19年4月より国の老齢厚生年金・老齢基礎年金では、支給繰下げ制度が実施されたことにより、国の厚生年金を一部代行している当基金においても国と同様に支給繰下げ制度を実施しております。

老齢厚生年金・老齢基礎年金を65歳から引き続き受給するか、または66歳以70歳までの希望するときまで受給を繰り下げて（支給を遅らせて）受給するか、本人の意思確認が必要になるため、65歳のお誕生月の前月末までに当基金より「支給繰下げ請求に係る申立書」を送付いたしますので、期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

申立書の提出がない場合、年金の過剰払いが発生することがございますので、提出されるまでの間、年金を一時差し止めさせていただく場合がございますので、ご注意ください。

国と基金の年金については、雑所得として所得税がかかり、その支払期ごとに源泉徴収されます。ただし、年金額が一定以下の場合、源泉徴収されません。

●年金給付には所得税がかかる

国の老齢基礎年金・老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金、基金の年金など、老齢（退職）を支給事由とする年金給付は、所得税法上の規定により「公的年金等に係る雑所得」として課税の対象となります。

なお、国の障害年金や遺族年金については、非課税となっています。

●年金の源泉徴収

年金の支払を行う社会保険庁や基金では、支払期月ごとにあらかじめ所得税を源泉徴収して、受給者に支払っています。ただし、年金額（年金支払額）が右の表の一定額に満たないときは、源泉徴収が行われません。

	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
基金の年金	108万円	80万円

※受給者の年齢については、その年の12月31日現在でみます。

●扶養親族等申告書の提出

源泉徴収の対象となる人で、公的年金等控除、配偶者控除などの各種控除を受けるためには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があります。ただし、国と基金など2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人などは、控除の重複を避けるために、いずれか一方（例えば、社会保険庁）へ申告してください。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、毎年11月中旬頃に社会保険庁から送付されますので、12月の指定された期限までに提出してください。

なお「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合は、一律に7.5%の税金が源泉徴収されます。

●確定申告での清算

2ヵ所以上から年金を受けている人や、年金以外に給与所得などがある人は、確定申告を行い清算をする必要があります。税額に不足があれば納税し、納めすぎであれば還付を受けることができます。また、確定申告を行えば、住民税の申告も同時に行われるしくみであるため、個別に手続きを行う必要はありません。

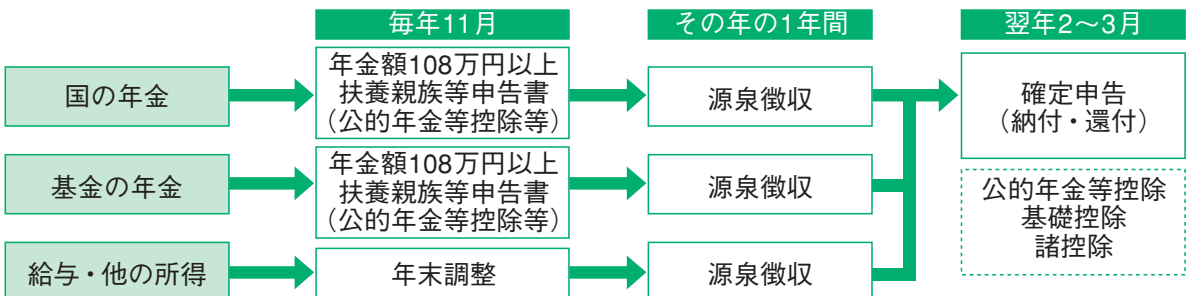
なお、年金だけの収入で配偶者のある人は、65歳未満で156万円、65歳以上で201万円までは課税されないことになっています。

※定率減税は、すでに平成18年分の所得税から従来の2分の1である10%相当額（最高12万5千円）に縮小されていましたが、平成19年分の所得税からは定率減税そのものが完全に廃止されます。

●源泉徴収票について

国（社会保険庁）、基金とも1月下旬までに源泉徴収票が受給者あてに送付されます。この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

年金にかかる税金について ～申告から納付まで～



※源泉徴収は、65歳以上の人の場合は、国の年金158万円以上、基金の年金80万円以上の人が対象となります。

→年金にかかる税金についての詳細は、最寄りの税務署へお尋ねください。

「在職老齢年金」を知っていますか？



年金は退職しなければ受けられない、そんな誤解をしていませんか？
年金は、働いていても一定の条件を満たしていれば受けることができます。ただし、「在職老齢年金」のしくみによって、給与等と年金額に応じて受けられる年金額が調整されます。それでは、在職老齢年金とはどのような制度なのか見てみましょう。

在職老齢年金ってどんなしくみ？

そもそも年金とは、退職後の生活を支えるための経済的な柱となるものです。このような考え方から、年金を受けられる人が働いている場合、国や基金から受ける年金額と働いて受ける給与や賞与の合計額に応じて、年金額の一部または全部を支給停止するしくみが用いられています。このしくみが「在職老齢年金」です。

在職老齢年金の対象になる人は、右の条件をすべて満たす人です。

在職老齢年金の対象になる人

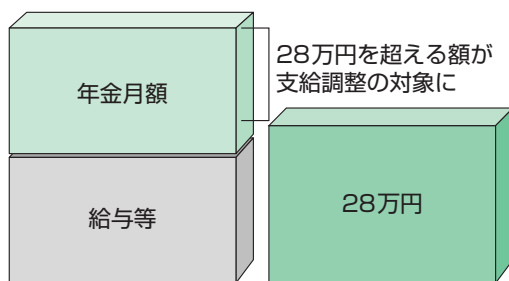
- 60歳以上
- 年金を受ける資格がある
- 会社などに勤めている※

※厚生年金保険・厚生年金基金に加入している人。
ただし、70歳以上の人は在職老齢年金の対象になりますが、保険料や掛金の負担はありません。

年金額の調整のしくみは？（65歳未満と65歳以上で異なる）

60歳以上65歳未満の人

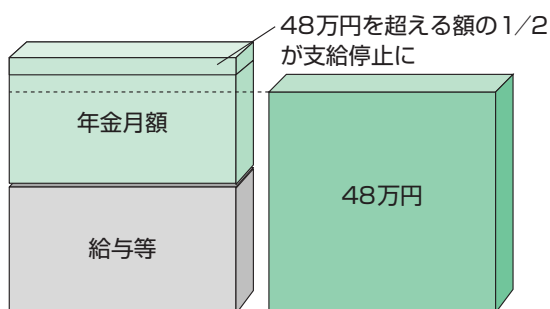
年金月額と給与等の合計額が28万円以下であれば、年金は全額支給されますが、年金月額と給与等の合計額が28万円を超えると、年金額の一部または全部が支給停止されます。



65歳以上の人

年金月額と給与等の合計額が48万円以下であれば、年金は全額支給されますが、年金月額と給与等の合計額が48万円を超えると、48万円を超えた額の2分の1が年金額から支給停止されます。

なお、在職老齢年金のしくみは、これまで60歳代の人に用いられてきましたが、平成19年4月からは70歳以上の人にも用いられることになりました。

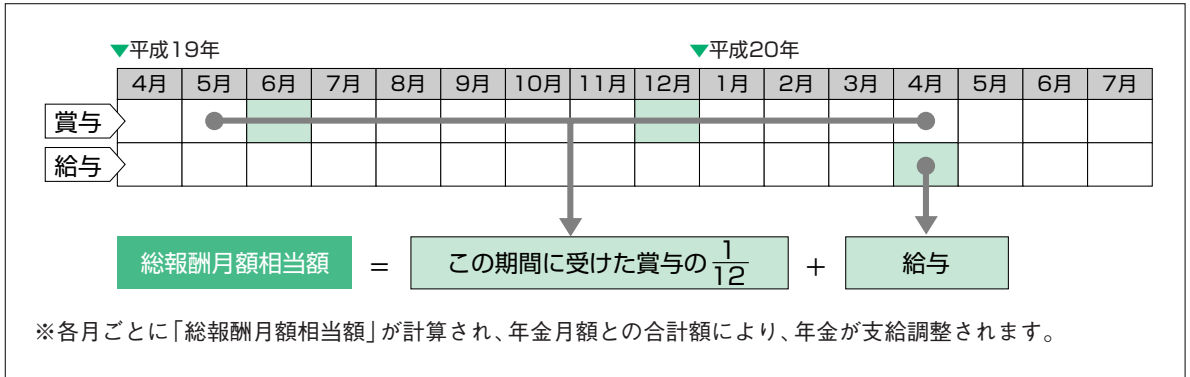


在職老齢年金における賞与について

在職老齢年金による年金額の調整では、年金と給与等（給与及び賞与）がどれくらいの額なのかの関係してきます。具体的には年金月額と総報酬月額相当額（その月の給与とその月以前1年間に受けた賞与の12分の1）との合計額に

じて年金の支給額が決められます。

ここで注意したいのは、総報酬月額相当額のうち賞与については過去に受けた額の一部であり、現在の収入ではないことです。



在職老齢年金早見表 (60歳以上65歳未満の人の場合)

単位：万円

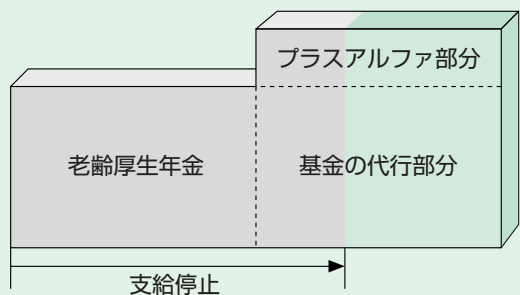
早見表の見かた

例 総報酬月額相当額が20万円、年金月額が10万円の人の場合
タテの総報酬月額相当額の「20」、ヨコの年金月額の「10」を選択し、交差する「9.0」、つまり9万円が在職老齢年金による調整後に支給される年金となります。

総報酬月額相当額	年金月額											
	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26
10	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0
15	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5	18.5	19.5
20	4.0	6.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0
25	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5
30	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0
35			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5
40						1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0

国と基金の年金の支給調整のしくみ

私たち基金の加入員は、将来、国と基金の両方から年金を受けることになります。在職老齢年金による年金額の調整では、国の年金から支給停止が開始されます。一部でも国の年金が支給されていれば、基金の基本年金は全額支給されます。支給停止額が国からの年金に相当する額を超えると、基金の基本年金についても支給停止が開始されます。



ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

開設内容

- 基金の概要
- 規約と規程
- 予算と決算
- 給付のしくみ
- 年金のご相談 (24時間)
- 基金の現況
- 広報誌関係
- 各種届出様式
- 掛金額表 etc

ガラス基金のホームページへようこそ!

東日本硝子業厚生年金基金

East of Japan Glass Industrial Employee's Pension Fund

▶ **最新情報・ニュース・お知らせ**

■ 第90回代議員会が開催されました。
平成18年度決算等を審議する第90回代議員会が9月25日開催され、提出議案について慎重審議が行われ、原案どおり満場一致で可決されました。議案事項は次のとおりです。

1. 平成18年度決算(案)及び決算監査結果について
2. 平成18年度不足金処理・剰余金処分(案)について
3. 積立水準の回復計画(案)について
4. 財政再計算結果及びその対応について
5. 別途積立金の取崩し(案)について
6. 規約・規程の変更(案)について

平成18年度決算書 再計算結果と対応

■ 年金相談についてのお断り
従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から今後は書面にて回答させていただきます。また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問い合わせの場合は、お断りさせていただきます。

東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 ガラス会館3階
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

各種レポートをPDFファイルでご提供しています。
PDFファイルの閲覧には、「Adobe Reader」が必要です。左の「Get Adobe Reader」のボタンから、無料ダウンロードできます。

Copyright (C) East of Japan Glass Industrial Employee's Pension Fund, All Rights Reserved.

基金の現況

- ・ 事業所数: 241社
- ・ 加入員数: 7,434人
- ・ 受給者数: 5,612人
- ・ 運用利回り: -0.88% (平成19年9月末現在)

広報誌関係

- ▶ 基金情報
- ▶ 基金だより
- ▶ 受給者だより

各種届出様式

掛金額表

個人情報保護について

再加入者の皆様へ

▶ ポータリティ関係

お気軽に 入金

「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、ファクシミリ、手紙、
当基金ホームページ等によりご利用ください。
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
E-mail info@glskkn.com

